

物品売買契約約款

(総則)

第1条 受注者は、この契約書に基づいて上記契約代金をもって期限内に納入しなければならない。

2 この契約書に定める、催告、請求、通知、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。

(契約の保証)

第2条 受注者は、岸和田市財務規則（平成9年岸和田市規則第11号。以下「規則」という。）第123条各号に該当する場合を除き、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

2 規則第123条第1号の場合においては、受注者は履行保証保険契約の締結後、直ちに保険証券を発注者に寄託しなければならない。

3 契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の100分の10に相当する額に達するまで、発注者は契約保証金の増額を請求することができ、受注者は契約保証金の減額を請求することができる。

4 契約保証金は、受注者が合格品を完納したときに還付する。契約保証金には、利子は付さないものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者はこの契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(検査)

第4条 受注者は、物品を納入しようとするときは、納品書を添えて発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、検査を行い、検査に必要な経費はすべて受注者の負担とする。

3 発注者は、契約物品について必要があると認めるときは、中間検査を行うことができる。

(検収)

第5条 物品の品質、構造、形状、寸法等は、仕様書のとおりとし、発注者の行う検査に合格しなければならない。

2 検査の結果不合格となった物品については、受注者において代替品を納入しなければならない。

(損害負担)

第6条 物品の搬入について市の建物その他の物件に生じた損害は、すべて受注者の負担とする。

2 発注者の検査の合格前に生じた物品の亡失、損傷は、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第7条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約代金の請求及び支払)

第8条 受注者は、第4条の検査に合格した上、代金請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は前項の代金請求書を受領した日から代金支払期日までに、契約代金を受注者に支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における遅滞料)

第9条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の到来の日の翌日から合格品を納入するまでの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは履行遅滞となった部分の金額）につき、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に規定する財務大臣が指定する率を乗じて得た額を遅滞料として受注者に請求することができる。

2 前項の場合における遅滞料の請求は、合格品の完納後に行うものとする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により売買代金の支払が上記の代金支払期日に遅れた場合においては、受注者は未受領金について遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が指定する率を乗じて得た額を遅滞料として発注者に請求することができる。

4 遅滞料の計算において100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 第1項の場合において、発注者は第2条第1項の規定により、契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金をもって遅滞料に充当することができる。

(発注者の任意解除権)

第10条 発注者は、納入期間が満了するまでの間は、次条、第12条又は第12条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(催告による発注者の解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部または一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なくこの契約の全部または一部を履行しないとき。

(2) 受注者の責めに帰する理由により納入期限に納品を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第7条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(催告によらない発注者の解除権)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第3条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。

(3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者が債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間に履行をしなければ契約した目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8) 受注者がこの契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(10) 発注者が行う物品の検査に際し発注者に詐欺その他の不正行為があったとき。

(11) 第16条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

(12) 受注者(受注者が組合等である時は、その構成員のいずれかの者)が岸和田市暴力団排除条例(平成25年岸和田市条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

2 次に掲げる場合には、発注者は、催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第12条の2 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項(同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が同法第7条の4第1項の規定により、納付命令を受けなかったとき。

(4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第13条 第11条、第12条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

(既納入物品の取扱い)

第14条 発注者は、第11条又は第12条(第1項第7号及び第12号を除く)及び第12条の2の規定により契約を解除したとき、又は第17条第3項各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、物品の既納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引き渡しを受けることができるものとし、受注者はその代金を請求することができる。

2 前項の代金の請求及び支払いに関しては、第8条の規定を準用するものとする。

(履行遅延等)

第15条 受注者は、天災その他受注者の責めに帰することができない事由により、納入期限までに物品を納入することが困難となった場合は、速やかに、その理由及び履行への影響等を記載した書面により、発注者に申し出るものとする。

2 前項の申し出があった場合における取扱いについては、発注者と受注者が協議の上定める。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 発注者がこの契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能となったとき。

(2) 天災その他の理由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。

2 前項各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第17条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

(1) 第7条第1項に規定する契約不適合があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金(ただし、履行遅滞後に契約解除した場合は当該遅滞料を違約金を含む)として契約金額(単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額)の100分の10に相当する額を、発注者の指定する日までに、支払わなければならない。

(1) 第11条、第12条又は第12条の2の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項又は第2項の場合において、第2条第1項の規定により、契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

5 第2項及び前項の規定による違約金の支払いは、実際に生じた損害が、賠償額の予定額を超える場合においては、当該損害に係る額を請求することを妨げない。

6 第1項、第2項(第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)又は前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。

7 受注者はこの契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限までに支払わないときは、受注者は、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して、支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が指定する率を乗じて得た額を遅滞料として併せて発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第18条 発注者は、第10条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰することができない場合によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、第16条第1項第1号に該当し、同条の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

(契約不適合責任期間)

第19条 発注者は、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、契約の内容に適合しないことを知った日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物品の受け渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他の事項)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約書に関して生じた疑義は、必要に応じて、発注者と受注者が協議の上、これを定める。